

業務説明資料（仕様書）

1 業務の名称

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンプロモーション業務

2 本業務の趣旨・目的

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン（以下、「神奈川・横浜 DC」という。）は、「GREEN×EXPO 2027」を契機に、神奈川・横浜の多様な魅力に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解してもらうために J R グループ 6 社と地域とが一体となって実施する全国規模の大型観光キャンペーンである。

本業務においては、下記 3 点を効果的にプロモーションしていくことを目的とする。

- ・ 初めて来る人はもちろん、過去に来訪したことがある方にも再訪していただき、長く滞在・宿泊してもらう。
- ・ この神奈川・横浜 DC で神奈川・横浜に来訪された人に GREEN×EXPO 2027 へ来場してもらう。
- ・ GREEN×EXPO 2027 へ来場された人に、この神奈川・横浜 DC を活用して県内・市内を周遊してもらう。

※神奈川・横浜DCは神奈川県と横浜市の共同主催（同額の費用負担）で実施しており、継続的な地域の観光振興につなげることを目的に、本番となる令和 9 年春の前年同時期にはプレキャンペーンを、本番の翌年同時期にはアフターキャンペーンを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 業務の内容【企画提案事項】

神奈川・横浜DCのコンセプト等を制作時に定めたクリエイティブブリーフ（※）を踏まえ、下記の業務を実施すること。なお、業者選定（プロポーザル方式の提案）時における提案内容は下線部分を提案書に記載すること。

（※）参加資格を満たすことが確認できた提案者に対しては、別途資料を送付します。

（1）プロモーション計画の策定

4 ヶ年（2025～2028 年度）のプロモーション全体計画を提案すること。計画には以下の項目等を含め、発注者と協議の上、策定すること。

ア 計画の位置づけと目的

イ 基本方針

ウ ターゲット

エ プロモーション戦略

オ 指標と効果検証

カ 予算イメージ

キ 全体スケジュール

(2) プレ DC 用 (令和 8 年 4 ～ 6 月開催) ガイドブックの制作

ア プレ DC 用ガイドブックの企画・構成・デザイン案の作成

イ 掲載コンテンツの制作

(ア) 掲載スポットの選定

掲載件数、表現方法、レイアウト等を提案すること。なお、発注者が掲載を依頼するスポットが最大 30 件程度あることを考慮すること。

(イ) 特集ページの作成

特集のテーマ、ページ構成、掲載本数、ページ数について提案すること。

※プレ DC ガイドブックには、特集ページのほか、「GREEN×EXPO 2027」及び「JR 東日本関連情報」の紹介ページを各 2 ページ程度掲載する。「GREEN×EXPO 2027」の紹介ページの編集・校正、「JR 東日本関連情報」の紹介ページの校正は事務局で行うことを考慮しページ構成をすること。

(ウ) 掲載原稿の作成

必要に応じて取材、情報収集、校閲（掲載施設への校正確認を含む）を実施すること。

(エ) 画像の手配

画像は原則、オリジナルもしくは適切なライセンスのあるものを使用すること。また、画像の編集や許諾、校閲（掲載施設への校正確認を含む）についても実施すること。

ウ 校正

色校正 1 回、文字校正 3 回以上（要請や必要に応じて実施する）とする。

エ 印刷・製本

(ア) サイズ：A 4 版

(イ) ページ：32 ページ（表 1・表 4 含む） ※ページ数の提案も可

(ウ) 色数：オールカラー

(エ) 用紙：コート紙 A4 判（A 列本判）46.5kg 以上

(オ) 印刷部数：15 万部

(カ) 製本：中綴じ

オ 納品・配送

(ア) 発注者が指定する約 850 箇所の納品先に分納すること。

※納品先リストは発注者より支給。

(イ) 梱包は各納品先の指定部数ごとに仕分け、適切に梱包したうえで配送すること。

(ウ) 配送にかかる費用は本業務の委託料に含めること。

(エ) JR 東日本への配送方法は、JR 東日本 横浜支社と協議を行うこと。

(3) プレ DC 用ポスターの制作

ア プレ DC 用ポスターの企画・構成・デザイン案の作成

(ア) 3 枚 1 セットで掲出することを想定すること。

(イ) 1 枚単体でも掲出可能なデザインとすること。

(ウ) 3 枚セットのデザインを 2 案以上提案すること。

イ 画像の手配

画像は原則、オリジナルもしくは適切なライセンスのあるものを使用すること。また、画像の編集や許諾、校閲（掲載施設への校正確認を含む）についても実施すること。

ウ 校正

色校正 1 回、文字校正 3 回以上（要請や必要に応じて実施する）とする。

エ 印刷

(ア) サイズ： B1 版

(イ) 種類：6 種類（3 デザイン×2 パターン）

※ポスターは 3 種類のデザインを作成し、各デザインについて下帯の有無等により計 6 種類（3 デザイン×2 パターン）制作する。

(ウ) 色数：オールカラー

(エ) 用紙：コート紙 135kg 以上

(オ) 印刷部数：1 デザインにつき 1,500 枚程度（合計 4,500 枚）

オ 納品・配送

(ア) 発注者が指定する約 250 箇所の納品先に分納すること。

※納品先リストは発注者より支給

(イ) 梱包は各納品先の指定部数ごとに仕分け、適切に梱包したうえで配送すること。

(ウ) 配送にかかる費用は本業務の委託料に含めること。

(エ) J R 東日本への配送方法は、J R 東日本 横浜支社と協議を行うこと。

(4) DC 特設ウェブサイトのデザイン・コンテンツ等制作

既存の自治体観光公式サイトとは差別化されたデザインと独創性のあるコンテンツを備えた構成とすること。※ドメイン・サーバーは事務局で準備する。

ア ウェブサイトのデザイン・構成案の作成

視認性・ユーザー導線・モバイル表示を考慮したデザイン・構成案を提案すること（3 案程度）。

イ ウェブバナーのデザイン案の作成

(ア) 公式ウェブサイトへの誘導を目的としたバナーデザインを 3 案程度提案すること。

(イ) 1 案につき、掲載先に応じた複数サイズを制作すること。

ウ 特集ページの企画・制作

(ア) 特集ページのテーマは 8 本以上とし、企画構成案（仮タイトル、トーン＆マナー、構成など）を提案すること。（提案書には 4 本のみ記載すること）

(イ) 掲載原稿の作成

必要に応じて取材、情報収集、掲載確認等を実施すること。

(ウ) 画像（動画も可）の手配

画像・動画は原則、オリジナルもしくは適切なライセンスのあるものを使用すること。また、画像・動画の編集や許諾、校閲（掲載施設への校正確認を含む）についても実施すること。

(5) プレ DC に向けたプロモーション企画提案・実施

2026 年 3 月～6 月実施するプロモーションについて提案すること。なお、(2)～(4)で作成する成果物も効果的に活用すること。

ア プロモーション手法（交通広告、SNS、デジタル広告、動画、イベント等）の提案

- イ 媒体選定、ターゲット設定、クリエイティブの方向性提示
 ウ プロモーション施策の実施（2026年3月実施のみ）
 エ 実施に伴う媒体出稿、コンテンツ制作・配信、広告運用等

（6）追加提案

上記の業務内容に加え、より効果的なプロモーションについて、提案者による追加提案も可能とする。ただし、追加提案は委託料上限額の範囲内で実施すること。

5 納品物

業務の内容	納品物	納品形態	納品期限
（１）	プロモーション計画（４ヵ年）	電子データ(※)	令和７年１１月２５日
（２）	プレ DC ガイドブック	印刷物	令和８年３月１０日
		PDF（web 掲載用）	令和８年３月１０日
		印刷用データ(※)	令和８年３月２４日
	制作物及び収集物等	電子データ(※)	令和８年３月２４日
（３）	プレ DC ポスター	印刷物	令和８年３月１０日
		PDF（web 掲載用）	令和８年３月１０日
		印刷用データ(※)	令和８年３月２４日
	制作物及び収集物等	電子データ(※)	令和８年３月２４日
（４）	ウェブサイトデザイン・構成案	JPG／PDF	令和８年１月１２日
	ウェブバナーデザイン案	JPG／PDF	令和８年２月２日
	特集ページ 企画構成案	電子データ	令和８年１月１２日
	特集ページ 記事本文	Word	令和８年２月２日
	特集ページ 画像・動画	電子データ(※)	令和８年２月２日
（５）	実施計画書・スケジュール	電子データ	令和７年１１月２５日
	媒体購入・出稿実績一覧	電子データ	令和８年３月３０日
	制作したクリエイティブ一式	電子データ(※)	令和８年３月３０日
(1)～(5)	業務実施報告書	印刷物（２部）	令和８年３月３０日
		電子データ	令和８年３月３０日
	業務完了届	印刷物（１部）	令和８年３月３０日
		電子データ	令和８年３月３０日

(※)編集可能な形式で納品すること

6 納品場所

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局
 〒231-0023 横浜市中区山下町２ 産業貿易センター４階

(※) 発注者が納品場所を別途指定しているものを除く

7 成果物に関する権利の帰属

本委託業務における成果物について、多くの企業・団体による商品造成やプロモーション等

への幅広い活用を想定しているため、受託者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

- (1) 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、神奈川県、横浜市、神奈川県観光協会、横浜市観光協会の4者に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。
- (3) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者に対して著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すること。
- (4) 本委託業務に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は業務を進めるにあたり、発注者と緊密に連携し詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し作業を進めること。この場合に疑義が生じた際は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は発注者の求めに従い、成果物の校正を行い、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。
- (3) 受託者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に発注者と協議の上決定すること。
- (4) 受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、情報が漏洩することのないよう十分注意を払うとともに、以下の事項について遵守する。
 - ア 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - イ 本契約業務の実施にあたって、関係法令、条約及び規則等を遵守する。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」により、当該業務委託履行にあたり、当協議会の保有する個人情報を取り扱う場合は、その重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。
- (6) 本業務説明資料に記載のない事項及び疑義がある場合には、発注者と協議し、その指示に従うものとする。